○財務省告示第百七十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる補助金の交付に関する同表の下欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる機関に委任したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月一日

財務大臣　加藤　勝信

委任に係る補助金の名称	委任した機関	委任した事務の内容
（項）税務業務費 （目）酒類業構造転換支援事業費補助金 日本産酒類海外展開支援事業費補助金 新市場開拓支援事業費補助金 酒類業振興支援事業費補助金	国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）	一　法第二十三条第一項の規定に基づく報告の徴取、立入検査及び関係者に対する質問

○厚生労働省告示第百九十一号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の三第一項の規定に基づき、次の病院につき臨床研究中核病院と称することについての承認をしたので、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第六条の五の二第四項の規定に基づき告示する。

令和七年七月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

名称	所在地	承認年月日	承認の効力発生年月日
広島大学病院	広島県広島市南区霞一丁目二番三号	令和七年五月三十日	令和七年五月三十日

○農林水産省告示第千三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　広島県府中市上下町矢野字椿原一〇七五二の一、一〇七五二の二、字大谷一一三〇七の一、一一三〇七の三、一一三〇七の四、字大仙平一一三五三の三、一一三五六の一、一一三五八の一、一一三七二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県菊池市小木字上白木一五一二（次の図に示す部分に限る。）、一五〇六の二、一五〇七の一、一五一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上白木一五〇六の二・一五〇七の一・一五一二・一五一三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡錦町大字一武字戸平山四六六八の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字戸平山四六六八の四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び錦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県阿久根市折口字大石川原一六七三の一、一六七七、一六七八の一（次の図に示す部分に限る。）、字清水四三六〇の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　島根県松江市宍道町上来待二七六〇の一、二七六〇の二、三四五八、三四五九の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宍道町上来待二七六〇の一・二七六〇の二・三四五八・三四五九の七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。